

# 大分県報

平成二十八年  
号外（二七）  
十月三十一日

（月曜日）

## 目次

### 告示

- 特例休猟区の指定……………一
- 鳥獣保護区の更新……………二
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定……………三
- 休猟区の指定……………三

### 告示

#### 大分県告示第五百五十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・シカ）の捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成二十八年十月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
応利山特例休猟区 （豊後高田市）	平二八・一一・一から平三一・一〇・三二まで	豊後高田市佐野の県道豊後高田安岐線と林道山田川線との交点を起点とし、同林道を南に進み、作業道との交点に至り、同作業道を南に進み、作業道の終点に至り、同所から通称「山田谷」を南に進み、林道落水線（西叡山と華岳の鞍部）に至り、同所から華岳に至る尾根を南西に進み、豊後高田市と杵築市山香町との境界に至り、同境界を北西に進み、豊後高田市と宇佐市との境界に至り、同境界を北西に進み、市道白石橋林線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道犬田森線との交点に至り、同市道を北

#### 嶺岳特例休猟区 （竹田市）

平二八・一一・一から平三一・一〇・三二まで

東に進み、県道豊後高田安岐線との交点に至り、同県道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、一八〇ヘクタールの区域

#### 万年山西部特例休猟区 （玖珠町）

平二八・一一・一から平三一・一〇・三二まで

玖珠郡玖珠町大字戸畑の県道菅原戸畑線と国道二一〇号との交点を起点とし、同国道を北東へ進み、町道大隈森清線との交点に至り、同町道を西へ進み、町道檜水線との交点に至り、町道檜水線を南西へ進み、同町道の終点で万年山（一、一四〇・三メートル）の登山道に至り、同登山道を南西へ進み、万年山の山頂を経て登山道の分岐点に至り、同地点より登山道を南へ三五メートル進み、再び登山道の分岐点に至り、同地点より登山道を南西へ進み、林道山浦線に至り、同林道を北西に進み、町道下園線に至り、同町道を西へ進み、県道菅原戸畑線との交点に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域から伐株山鳥獣保護区を除いた面積三、七一二ヘクタールの区域

#### 山浦・立石特例休猟区 （杵築市）

平二八・一一・一から平三一・一〇・三二まで

杵築市山香町大字内河野に所在する国道十号線と市道又井田染線との交点を起点とし、同国道を南東に進み、市道日出大田線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道小谷線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道小谷一線との交点に至り、同市道を南南西に進み、市道重永二線との交点に至

り、同市道を南に進み、県道山香院内線との交点に至り、同県道を南西に進み、市道重永吉野渡線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道長田線との交点に至り、同市道を北に進み、県道佐田山香線との交点に至り、同県道を北東に進み、市道立石上町線との交点に至り、同市道を北西に進み、国道十号線との交点に至り、同国道を東南東に進み、市道竜ヶ尾床並線との交点に至り、同市道を東北東に進み、杵築市と豊後高田市との市境に至り、同市境を南東に進み、県道新城山香線との交点に至り、同県道を南に進み、市道又井田染線との交点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積二、〇二五ヘクタールの区域

大分県告示第五百五十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成二十八年十月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

		<p>祖母傾山系鳥獣保護区(佐伯市・豊後大野市・竹田市)</p> <p>平二八・一一・一から平三八・一〇・三二まで</p> <p>佐伯市宇目大字木浦内の一〇一四林班から一〇二二林班まで(同林班内に点在する民有地を含む。)、及び豊後大野市緒方町上畑の国有林竹田事業区二〇一三林班、二〇一四林班、二〇二二林班から二〇三三林班まで、及び二〇七二林班、豊後大野市三重町大白谷の国有林竹田事業区二〇三六林班から二〇三八林班まで、二〇四一林班から二〇四四林班まで、及び竹田市大字神原の国有林竹田市事業区二〇〇四林班から二〇〇六林班までの五、一七三ヘクタールの区域</p>
<p>名称及び所在場所</p> <p>白鹿山鳥獣保護区(豊後大野市)</p>	<p>存続期間</p> <p>平二八・一一・一から平三八・一〇・三二まで</p>	<p>区域及び面積</p> <p>豊後大野市千歳町柴山の市道白鹿線と市道柴山大迫線との交点を起点とし、市道白鹿線を東へと進み、豊後大野市千歳町と同市犬飼町との境界に至り、同境界を東へと進み、市道高畑細長線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道田ノ口線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道柴山大迫線との交点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一二〇ヘクタールの区域</p>
<p>蒲戸崎鳥獣保護区(佐伯市)</p>	<p>平二八・一一・一から平三八・一〇・三二まで</p>	<p>佐伯市上浦大字最勝海浦の小田ノ浜の東端と県道四浦港津井浦線との接点を起点として、同県道を北上し、同県道から通称「大岩」を見通した尾根沿いを東に進み、「大岩」に至り、同所から海岸線を南東に向かって進み、蒲戸崎の先端を経て海岸線を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積七一ヘクタールの区域</p>
		<p>牧ノ戸鳥獣保護区(九重町)</p> <p>平二八・一一・一から平三八・一〇・三二まで</p> <p>玖珠郡九重町大字田野の県道別府一の宮線と町道硫黄山線との交点を起点とし、同町道を南に進み、国有林玖珠事業区二二九林班と民有地との境界に至り、同境界を東に進み、同事業区二二八林班と同事業区二二六林班との境界に至り、同境界を東に進み、玖珠郡九重町と竹田市久住町との境界に至り、同境界を南西に進み、三俣山山頂、星生山山頂を経て久住山登山道との交点に至り、同登山道を北西に進み、牧ノ戸峠に至り、同所から町道筋湯牧ノ戸線を北西に進み、県道飯田高原中村線との交点に至り、同県道を北東に進み、町道筋湯長者原線との交点に至り、同町道を東に進み、県道田野庄内線との交点に至り、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、七〇〇ヘクタールの区域</p>
		<p>国東半島鳥獣保護区(豊後高田市・国東市)</p> <p>平二八・一一・一から平三八・一〇・三二まで</p> <p>国東市と豊後高田市との境界と市道一畑安岐線の交点を起点とし、同市道を西に進み、県道俣水一畑線との交点に至り、同県道を北に進み、県道山香国見線との交点に至り、同県道を北に進み、市道赤根本線との交点に至り、同市道を東に進み、犬鼻峠に通じる作業道との交点に至り、同作業道を東に進み、県道赤根富来浦線との交点に至り、同県道を南東に進み、県道成仏杵築線との交点に至り、同県道を南南東に進み、市道両子国東線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道両子山武蔵線との交点に至り、同県道を南に進み、市道高地多新畑線との交点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積八〇三ヘクタールの区域</p>

<p>松原下笠ダム鳥獣保護区（日田市）</p>	<p>平二八・一一・一から平三八・一〇・三二まで</p>	<p>日田市大山町の松原ダム堰提左岸側の県道栃野西大山線と国道二二二号との交点を起点とし、同国道を東に進み、大分県と熊本県との境界に至り、同地点より杖立川の同境界を南西に進み、下笠ダムを経て、さらに室原橋を経て国道三八七号との交点に至り、同国道を西に進み、県道天瀬阿蘇線との交点に至り、同県道を南西に進み、新浦合橋に至り、同橋と広川橋を経て市道川辺広川線との交点に至り、同市道を北西に進み、川辺橋に至り、同橋を経て国道四四二号との交点に至り、同国道を北東に進み、国道三八七号との交点に至り、同国道を北東に進み、県道天瀬阿蘇線との交点に至り、同県道を北東に進み、市道下笠循環線との交点に至り、同市道を湖面に沿って進み、県道栃野西大山線との交点に至り、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積四三五ヘクタールの区域</p>
<p>亀石曾田山鳥獣保護区（日田市）</p>	<p>平二八・一一・一から平三八・一〇・三二まで</p>	<p>日田市天瀬町大字出口の林道見竹線と市道曾田線との交点を起点とし、同市道を北東に進み、里道との交点に至り、同里道を北東に進み、市道山中線との交点に至り、同市道を東に進み、林道出口線との交点に至り、同林道を東に進み、作業道との交点に至り、同作業道を北東に進み、林道大原野線との交点に至り、同林道を東に進み、玖珠郡玖珠町と日田市天瀬町との境界に至り、同境界を南に進み、日田市天瀬町と熊本県阿蘇郡小国町との境界に至り、同境界を西に進み、林道見竹第二支線との交点に至り、同林道を西に進み、林道見竹線との交点に至り、同林道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積九七〇ヘクタールの区域</p>
<p>大分県告示第五百六十号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。 平成二十八年十月三十一日</p>		
<p>名称及び所在場所</p>	<p>存続期間</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>大分県告示第五百六十一号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四條第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。 平成二十八年十月三十一日</p>		
<p>国東半島鳥獣保護区特別保護地区（国東市）</p>	<p>平二八・一一・一から平三八・一〇・三二まで</p>	<p>国東市安岐町両子の市道両子寺参道線と両子山門道との接続点を起点とし、同所から遊歩道を南に進み、市道両子寺道一号线との交点に至り、同市道を西に進み、作業道との交点に至り、同所から谷を北西に進み、県有林走水と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、国東市と豊後高田市との境界に至り、同境界を北に進み、国東市安岐町と同市国見町との境界に至り、同境界を北東に進み、国東市安岐町と同市国東町との境界に至り、同境界を南東に進み、両子山山頂を経て、両子寺奥の院に至る稜線との交点に至り、同所から稜線を南に進み、両子寺奥の院に至り、同所から谷を南東に進み、市道両子寺道線二号线と両子寺山門道との交点に至り、同山門道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積七一ヘクタールの区域</p>
<p>牧ノ戸鳥獣保護区特別保護地区（九重町）</p>	<p>平二八・一一・一から平三八・一〇・三二まで</p>	<p>玖珠郡九重町大字田野の国有林二二八林班のうち、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、か、よ、口、口一、二小班を除く面積八六ヘクタールの区域</p>
<p>青江休猟区（津久見市）</p>	<p>平二八・一一・一から平三一・一〇・三二まで</p>	<p>津久見市大字中町の国道二二七号と県道津久見野津線の交点を起点とし、国道二二七号を東に進み、県道佐伯津久見線の交点に至り、同県道を東に進み、市道新町区画線一号线との交点に至り、同市道を東に進み、市道元町区画線一号线との交点に至り、同市道を東に進み、市道松崎浜線との交点に至り、同市道を東に進み、市道口屋警固屋線との交点に至り、同市道を東に進み、市道佐伯津久見線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道岩屋中ノ内線との交</p>
<p>大分県告示第五百六十号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。 平成二十八年十月三十一日</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>大分県告示第五百六十一号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四條第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。 平成二十八年十月三十一日</p>
<p>名称及び所在場所</p>	<p>存続期間</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>大分県告示第五百六十一号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四條第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。 平成二十八年十月三十一日</p>		
<p>大分県告示第五百六十一号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四條第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。 平成二十八年十月三十一日</p>		
<p>名称及び所在場所</p>	<p>存続期間</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>大分県告示第五百六十一号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四條第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。 平成二十八年十月三十一日</p>		
<p>大分県告示第五百六十一号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四條第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。 平成二十八年十月三十一日</p>		
<p>名称及び所在場所</p>	<p>存続期間</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>

平成二十八年十月三十一日

大分県報号外（告示）

点に至り、同市道を南西に進み、市道西ノ内線との  
交点に至り、同市道を西に進み、市道願寺線との交  
点に至り、同市道を西に進み、林道西ノ内線との交  
点に至り、同林道を南西に進み、市道八戸線との交  
点に至り、同市道を南西に進み、津久見市と佐伯市  
弥生町との境界に至り、同境界を西に進み、津久見  
市と臼杵市との境界に至り、同境界を北に進み、県  
道津久見野津線との交点に至り、同県道を北に進  
み、起点に至る線に囲まれた面積一、五一二ヘクタ  
ールの区域